

# 脱暴力宣言

配偶者等からの暴力（DV）をなくすために

暴力による支配関係のない、男女平等社会の実現をめざして

2022年（令和4年）9月

新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活環境の変化や経済面の影響が夫婦関係・親子関係におけるストレスや閉塞感となり、DVや性暴力被害、児童虐待が増加しました。

DVやデートDV、性暴力、性別等に基づくハラスメントなど、ジェンダーに基づく暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

堺市では、2022年（令和4年）3月に「第5期さかい男女共同参画プラン」を策定しました。この計画に基づき、DVをはじめとしたあらゆる暴力防止のための啓発や被害者支援を行っています。

## もし、暴力を受けてしまったら… 暴力の被害を受けている人と出会ったときは…

誰にも相談できずに一人で悩みを抱える被害者が一人でも少なくなるよう、DVやデートDVなどについての理解を深め、被害を受けた時の適切な対応を学びましょう。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある人や、親密な関係にあった人からの暴力のことです。

DVは、家庭内で行われることが多いこともあり、外部から見つけることが難しく、潜在化しやすい問題です。しかも当事者が被害者または加害者であることの意識が薄い傾向があります。このため、周囲も気づかないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

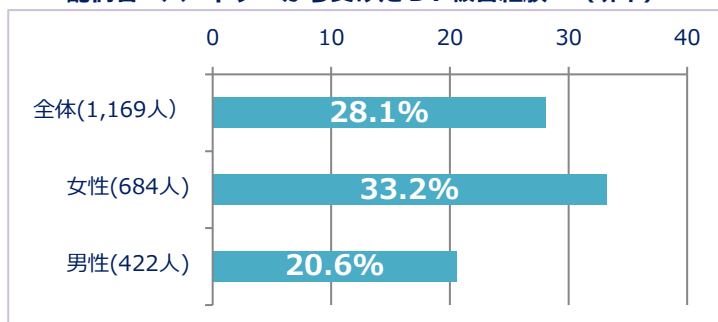
また、暴力は自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼし、貧困や様々な困難につながることもある深刻な問題です。

## DVは、単なる家庭内のことや個人の問題ですますことはできない重大な人権侵害です。

女性の約3人に1人、男性の約5人に1人に暴力被害経験があります。

「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（令和2年度）によると、配偶者・パートナーからの暴力の被害について「何度もあった」「1、2度あった」と答えた人の割合は、女性が33.2%、男性が20.6%となっています。

配偶者・パートナーから受けたDV被害経験（堺市）



資料/「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（令和2年度）

## DVの種類

DVは殴る、けるなどの身体的暴力ではありません。

暴力には、様々な種類が存在します。暴力は単独の種類の場合もあれば、何種類かの暴力が重なる場合も多くあります。また、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力被害は多様化しています。どんな言動がDVなのかを知っておくことは大切です。

### 身体的暴力

- ・殴る、ける
- ・平手でたたく
- ・突き飛ばす
- ・ものを投げつける

など

### 社会的暴力

- ・携帯電話を勝手にチェックする
- ・交友関係や外出などの行動を制限・監視する

など

### 精神的暴力

- ・何を言っても長時間無視し続ける
- ・人格を否定するようなことを言う
- ・大声でどなる

など

### 経済的暴力

- ・生活に必要なお金を渡さない
- ・お金の使い方を細かくチェックする

など

### 性的暴力

- ・嫌がっているのに性的な行為を強要する
- ・見たくないのにポルノビデオを見せる
- ・避妊に協力しない

など

### 子どもを利用した暴力

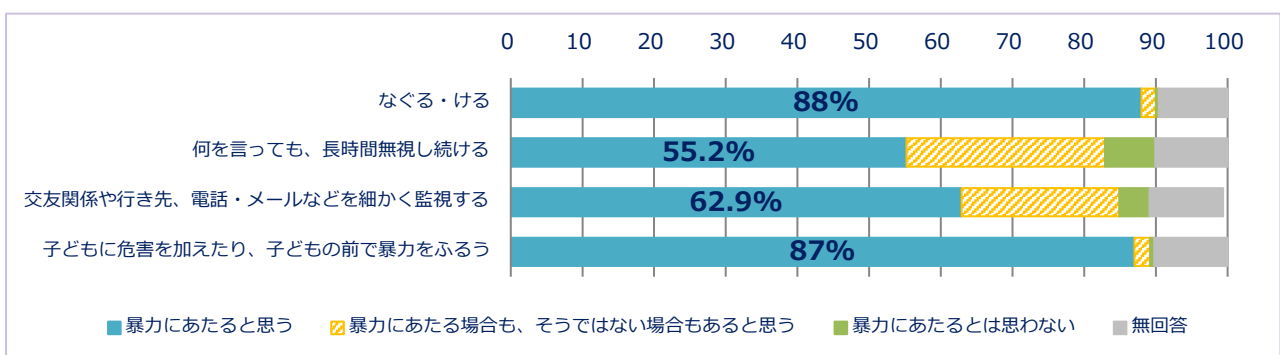
- ・子どもの前で暴力をふるう
- ・子どもに暴力をふるう
- ・子どもに危害を加えたり、子どもに危害を加えたりと言っ脅す

など

夫婦間や交際関係における「何を言っても、長時間無視し続ける」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」などの行為は暴力です。

「堺市 男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(令和2年度)によると、暴力の種類別の認知度では、「なぐる・ける」などの身体的暴力と子どもを利用した暴力は、8割以上の方が暴力であると認知されています。一方で、「何を言っても、長時間無視し続ける」などの精神的な暴力は5割強、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」などの社会的暴力は6割強と、身体的暴力と比べると低い割合になっています。

#### 配偶者・パートナーからの暴力の種類別の認知度 (堺市)



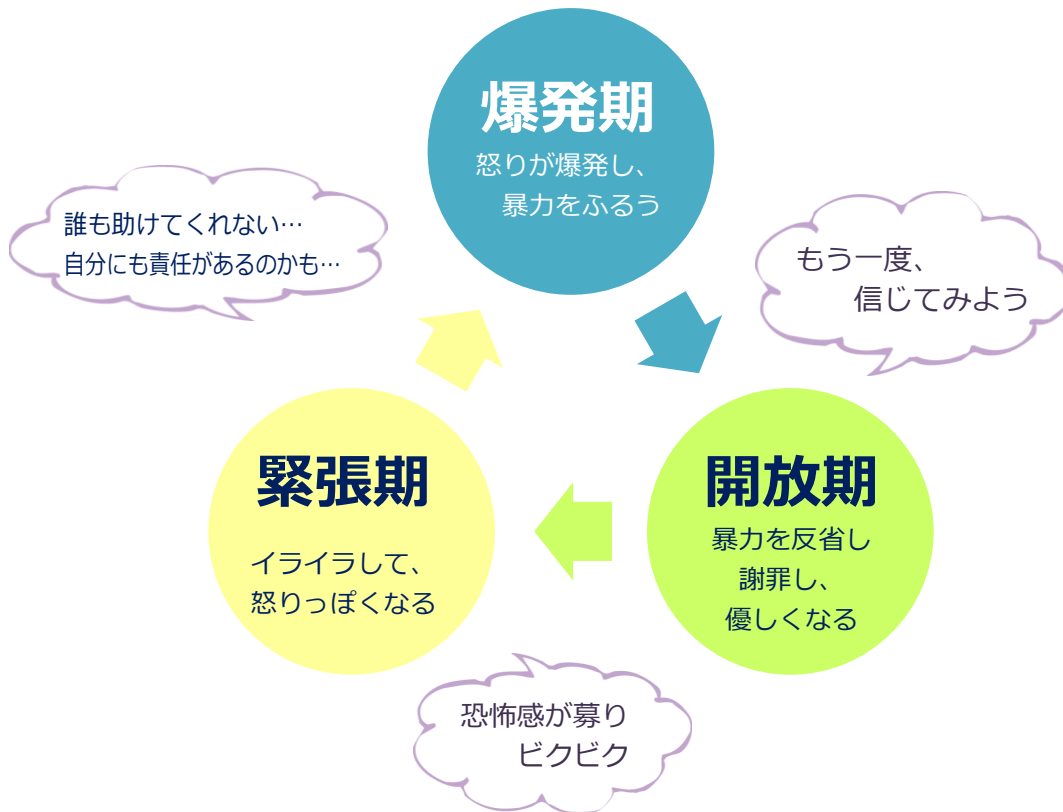
## DVの「本質」と「サイクル」

### DVの本質は「力と支配」

相手を力で支配する、つまり自分の思い通りに相手を動かすことです。

殴る、けるなどの身体的暴力だけでなく、社会的、精神的、経済的暴力、子どもを利用した暴力など、いろいろな種類の暴力を複合的に組み合わせ、相手を支配し、自分の思い通りにしようとします。

### 3つのステージからなるDVの「サイクル」



暴力にはサイクルがあり、いつも暴力的であるとは限りません。暴力をふるい、怒りの嵐がおさまると、我に返り、相手に謝り、相手に優しくなりますが、また、イライラや怒りがたまり暴力をふるうといった3つのステージを繰り返しながら、徐々に暴力の程度が過激になっていきます。いったんこのサイクルに組み込まれ、繰り返し暴力の被害を受けると、眠れなかったり、やる気が起きず無気力状態になることがあり、被害者一人ではこのサイクルから抜け出すことができなくなると言われています。

## なぜ、DVは起きるのか？

### DVの背景にあるもの

DVの背景には、男性は仕事、女性は家事・育児などの家族のケアといったジェンダーバイアスや、夫が妻に暴力をふるうのはある程度は仕方がないといったジェンダーに基づく差別意識や男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような社会的・構造的問題があります。

また、脅したり、なぐったりなどの暴力で相手を脅えさせ、思い通りにする方法を生きてきた環境の中で学び、自分よりも立場が弱い相手を思い通りにするために暴力を選んでしまうなどといった心理的な問題もあります。

### 男性や女性の役割に関する思い込み

生まれつきの生物学的性別（セックス）とは別に、社会によって作りあげられた「男らしさ」「女らしさ」のような社会的・文化的に形成された性別のことをジェンダーといいます。「女性は優しく」「男性は強く」、「女性は家族の世話をする」「男性は家族を養う」といった性別に基づく思い込みであるジェンダーバイアスは、男性が女性を支配の対象とするような関係につながっていきます。

### 加害者に一定のタイプはない

暴力をふるう加害者に一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係がないと言われます。人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で暴力をふるっているとは想像できない」と思われている人もいます。

暴力が家庭内だけの場合、家庭内では暴力をふるってもよいと本人が思っており、家族を脅かし自分の思い通りにするために暴力を選びます。暴力で家族を支配することが一時的な優越感となり、自分を強くみせたり、ストレスを解消する手段となり、暴力をふるう相手が配偶者の場合はDV、子どもの場合は児童虐待となります。

### 暴力をやめるために必要なこと

暴力は、長い時間をかけて身に着いた行動パターンです。暴力をやめるためには、「暴力をふるってしまふ行動パターンを変えたい」という本人の強い決意と意志が必要で、本人ではない人がDVをやめさせることはできません。

## 暴力を受けた被害者への影響は？

DVは、一番安心できるはずの家庭の中で、信頼している相手から予測のつかない理由でうける暴力です。日常生活の中でしみ込むように生活の中に入り込むため、なかなか「被害者」であるとの認識をもつことができません。長い間、繰り返される暴力によってコントロールされ、自分に責任があると思ひ込んだり、自尊感情を失くしたり、生きる力が弱められていき、逃げることもできなくなります。

被害者の中には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥る人もいます。DVは被害者に身体的な影響だけでなく、心理的にも大きなダメージを与えるのです。

### 恐怖感

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

### 無力感

被害者は暴力をふるわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無力状態に陥ることもあります。

### 経済的問題

配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるすることができないこともあります。



### 複雑な心理

暴力をふるうのは「私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

### 失うもの

配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

### 子どもの問題

子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることにふみ切れないこともあります。

## DVが子どもに与える影響

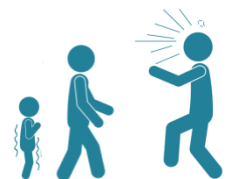
安全であるべき家庭の中で暴力を目撃したことによって、トラウマ（心的外傷）となり、子どもにさまざまな心身の症状が現れることもあります。発達段階によって影響は異なりますが、幼少であるほど、子どもの心身の健康に大きなダメージを与えるといわれています。

### 子どもも直接的な被害者となる

DV 家庭の約半数は子どもも暴力の被害者であるといわれています。配偶者への心理的暴力の方法として、子どもに暴力をふるう加害者もすくなくありません。

### 暴力を目撃者となる（面前DV）

平成16年の児童虐待防止法の改正によって、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待にあたることと明確化されました。



### 暴力が受け継がれていく

暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

### DVは、子どもたちの側からみれば児童虐待です。

「堺市 男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」（平成28年度）では、DVが子どもに与える影響について明らかにされました。DVの目撃により、子どもの緊張感が高まり、張り詰めた空気の中で生活することになり、なかには、子どもの目の前で、配偶者などに対し暴力をふるうといった面前DVによって頭痛や腹痛といった身体症状を呈した子どももいます。

激しい暴力を目撃している子どもは、親戚に電話して助けを呼んだり、危険を承知で暴力を受けている親をかばったり、武道を身につけ親を守ったり、学齢児以上になると離別を促すといったエピソードが語られています。

## 配偶者暴力防止法（DV防止法）について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のことで、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的に、2001年（平成13年）4月に制定されました。

### 「配偶者暴力防止法」における「配偶者からの暴力」とは…

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる事実婚を含みます。  
男性、女性を問いません。離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体的暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力も含みます。なお、保護命令は、身体に対する暴力又は、生命等に対する脅迫のみが対象です。
- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も、この法律を準用することとされています。また、そのような関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

### 保護命令とは…

配偶者から身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受け、更に生命又は身体に重大な危害を受ける恐れが大きい場合、被害者の申し立てにより、地方裁判所が加害者に対して発する命令。

被害者への 接近禁止命令	つきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6か月間禁じる。
被害者の 子・親族等への 接近禁止命令	被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子や親族等へのつきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6か月間禁じる。
電話禁止命令	被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者への一定の電話やメール等を6か月間禁じる。
退去命令	被害者と一緒に住む住居から加害者を2か月間退去させる。

## 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」について

令和4年5月、DVや虐待など家族からの暴力、性暴力の被害、貧困、心身の疾患など多様な困難を抱える女性を支援するための女性支援法が成立し、令和6年4月に施行されます。

女性支援法は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことを鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することが目的とされています。

## デートDVとは

DVは大人だけの問題ではありません。学生や若い世代、結婚していない恋人同士の間でも起きています。交際相手からの暴力のことを特に、「デートDV」と呼びます。

「好きだから、同じ気持ちでいたい」「一緒にいたい」ということと、「自分の思い通りに動いてほしい」「独り占めしたい」ということは違います。相手をコントロールしたり、「自分のモノ」として扱ったりすることは、交際相手に対する暴力、いわゆる「デートDV」にあたります。

### 束縛 ≠ 愛情

デートDVは、DVと同じく、殴るなどの身体的暴力以外に、精神的、経済的、性的暴力など、様々な形での暴力が含まれます。特に若い人達の間では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの広がりに伴い、被害の多様化・深刻化がすすんでいます。

### デートDVってどんなこと？

#### からだへの暴力

平手でたたく  
髪の毛をひっぱる  
殴る、ける など

#### 経済的な暴力

デート代を払わせる  
借りたお金を返さない  
お金をねだる など

#### 言葉での暴力・精神的暴力

「デブ・ブス」などからだのことを言う  
何でも一人で勝手に決める  
みんなの前で恥ずかしい思いをさせる  
無視する など

#### 強い束縛・社会的暴力

携帯電話を勝手にチェックする  
友人とのつきあいをさせない・制限する  
しつこく連絡して相手の行動をチェックする  
すぐ返信しないと怒る など

#### 性的な暴力

無理やりキスや性行為をする  
わいせつな写真や動画などを無理やり見せたり、撮影したりする  
避妊に協力しない など

### ～悩んでいるあなたへ～

もし、好きなはずなのに相手のことが怖いと思ったり、大切にされていないと感じることがあれば、だれかに相談してみてください。

もし、友達から相談されたら、まずは話を聞いてあげてください。



## もし、暴力を受けているなら…

### 一人で悩んで、一人で抱え込まず、相談してください。

配偶者や恋人等から暴力を受けていても、「相談するほどのことではないから…」「自分にも悪いところがあるから…」「相談しても無駄だと思ったから…」などの理由から、誰にも相談しない人は少なくありません。でも、暴力は、どんな理由でも、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。理不尽な暴力で、自分を大切にできなくなっていることもありますが、「自分を大切にすること」は、とても大切なことです。

もし、DVやデートDV、暴力などでの悩みや不安があれば、一人で抱え込まず、信頼できる人や相談機関に相談してください。

### あなたの気持ちに寄り添い、一緒に考えてくれる人たちがいます。

#### まずは、あなたと子どもの安全を最優先してください

- ◆あなたや子どもの身の危険、命の危険を感じたときは、警察に110番通報をしてください。
- ◆ケガをした場合は、病院に行き、診断書をとっておきましょう。
- ◆証拠となる写真やメモなどをとっておきましょう。携帯電話のカメラやボイスレコーダーでも記録となります。

## もし、暴力について相談を受けたら…

まずは、「よく、話してくれましたね」と、相談者の不安や恐怖を受けとめてあげましょう。それから、次のようなサポートをしてあげてください。

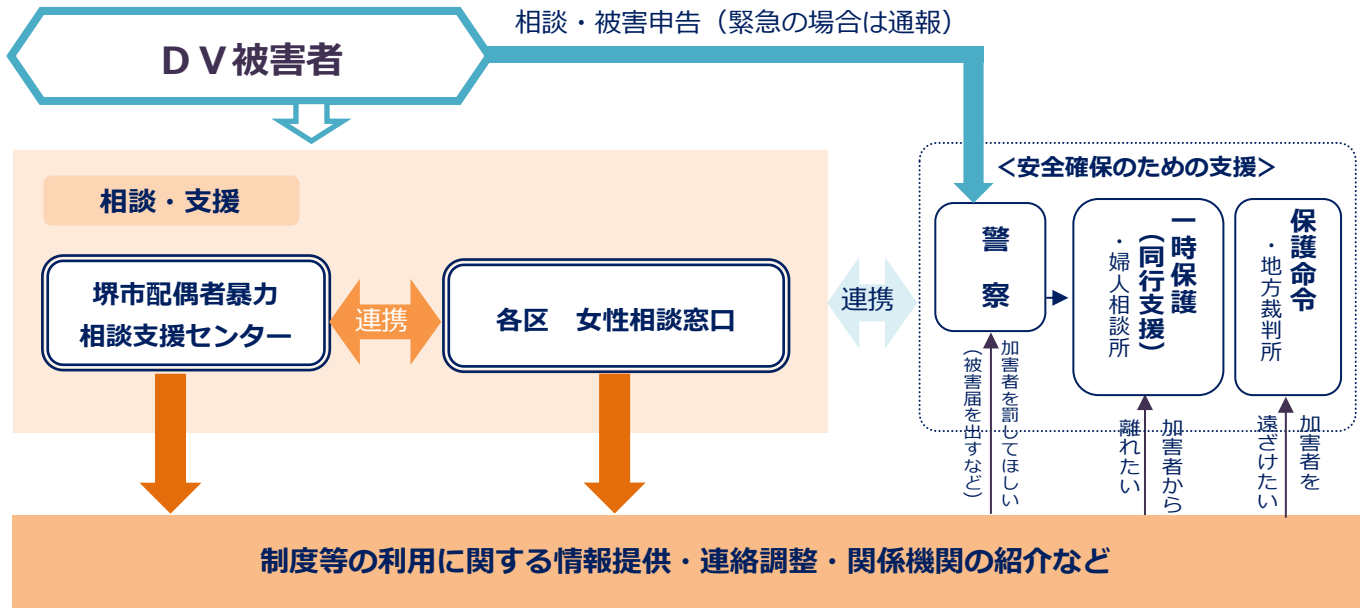
- ◆被害者や子どもの安全を確認してください。
- ◆「あなたは悪くない。自分を責めないで」と伝えましょう。
- ◆相談者がケガや酷いダメージを受けていたら、病院や警察へ行くときに付き添ってあげてください。
- ◆専門の相談機関があることを知らせてください。

### 二次被害について

心と身体が傷ついた被害者が、まわりの人の不適切な言動によって、さらに傷つけられることがあります。「あなたも悪い」など被害者を責めたり、「がまんがたりない」などと押し付けないようにしましょう。傷ついている被害者を、これ以上傷つけないよう、二次被害を防ぎましょう。

聞いた話を相手の承諾なしに、他の人に言わないことも大切です。

# 堺市被害者支援フローチャート



<p><b>加害者と別れたい 法律相談等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区「女性相談窓口」(DV 専門法律相談)</li> <li>各区「法律相談・市民相談」</li> <li>法テラス</li> <li>弁護士会</li> </ul>	<p><b>家にとどまりたい</b></p> <p>継続的な連絡・相談</p> <p>警察へのパトロールの依頼</p> <p>関係機関の連携</p>	<p><b>福祉制度を知りたい・利用したい 福祉相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区「生活援護課」(生活保護)</li> <li>「地域福祉課」(介護保険、高齢者への支援、障害児・者への支援など)</li> <li>「子育て支援課」(児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付、保育所入所など)</li> </ul>
<p><b>住民基本台帳の閲覧等の制限をしたい 各区「市民課」</b></p>	<p><b>治療したい 医療機関</b></p>	<p><b>障害や介護などの相談がしたい 障害者相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基幹相談支援センター等</li> </ul> <p><b>高齢者相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター等</li> </ul>
<p><b>国民健康保険や国民年金に加入したい 各区「保険年金課」</b></p>	<p><b>こころの健康について相談したい こころの健康に関する相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区「保健センター」</li> <li>こころの健康センター</li> <li>男女共同参画交流の広場</li> <li>「女性の悩みの相談」</li> <li>「男性の悩みの相談」</li> <li>医療機関</li> </ul>	<p><b>子どものことで相談したい 子どもに関する相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども相談所 (虐待、育成、養護、障害、非行相談)</li> <li>各区「子育て支援課」 (家庭児童相談、子育て相談等)</li> <li>教育センター (教育相談等)</li> <li>各区「保健センター」(育児相談等)</li> <li>ユースサポートセンター(ひまこもり等)</li> </ul>
<p><b>子どもを就学させたい 各区「企画総務課」</b></p> <p>(※南区は「区政企画室」)</p>	<p><b>仕事につきたい 就労相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区の母子・父子自立支援員の相談</li> <li>堺市母子家庭等就業・自立支援センター</li> <li>さかい JOB ステーション</li> <li>ジョブシップさかい</li> <li>ハローワーク</li> </ul>	<p><b>DVについて総合的な相談がしたい 男女共同参画センター</b></p>
<p><b>母子で施設に入りたい 各区「女性相談窓口」</b></p> <p>→母子生活支援施設への入所</p>	<p><b>住宅を確保したい 府営住宅・市営住宅・民間住宅</b></p>	
<p><b>単身で施設に入りたい 各区「女性相談窓口」</b></p> <p>(婦人相談所が決定)</p> <p>→婦人保護施設への入所</p>		

## 相談機関一覧

専門の相談員があなたの悩みや問題をうけとめ、一緒に考えます。秘密は守られます。

### ≪DV（配偶者・恋人等からの暴力）に関する相談窓口≫

<p><b>堺市配偶者暴力相談支援センター</b>  <b>072-228-3943</b>（専門ダイヤル）          月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分          （祝日・年末年始を除く）</p>	<p><b>DV相談プラス（内閣府）</b>  <b>0120-279-889</b>          電話・メール 24時間受付          チャット相談 12:00～22:00</p>  <p><b>DV相談ナビ（内閣府）</b>  <b>#8008</b></p>
<p><b>堺市各区役所保健福祉総合センター</b>  <b>女性相談窓口</b></p> <p>堺区 <b>072-228-7023</b>          中区 <b>072-270-0550</b>          東区 <b>072-287-8198</b>          西区 <b>072-343-5020</b>          南区 <b>072-290-1744</b>          北区 <b>072-258-6621</b>          美原区 <b>072-341-6411</b></p> <p>月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分          （祝日・年末年始を除く）</p> <p>※女性相談員による相談時間は、各区役所により異なります。          事前にお問い合わせください。</p>	<p><b>堺市立男女共同参画センター相談</b></p> <p>DV、セクシュアル・ハラスメント、健康・医療、子育て、子ども虐待、離婚問題など人権に関わる相談を性別に関わらず実施。</p> <p><b>072-224-8888</b>          （電話相談・面接予約）</p> <p>火曜日～日曜日：午前9時～午後5時15分          （祝日・年末年始・月曜日が祝日のときはその翌日を除く）</p>
<p><b>堺市夜間・休日DV電話相談</b>  <b>072-280-2526</b>          （上記以外の時間はこちらへ）</p>	<p><b>警察の相談窓口（24時間対応）</b></p> <p>堺警察署 <b>072-223-1234</b>          北堺警察署 <b>072-250-1234</b>          西堺警察署 <b>072-274-1234</b>          南堺警察署 <b>072-291-1234</b>          黒山警察署 <b>072-362-1234</b></p>

### ≪暴力に関するその他の相談窓口≫

<p><b>堺市男女共同参画交流の広場（男女共同参画推進課）</b></p> <p>こころやからだ、家庭・地域・職場の人間関係、生き方、性、配偶者等からの暴力のことなど、女性の悩みの相談は女性カウンセラーが、男性の悩みの相談は男性カウンセラーが対応します。「男性の悩みの相談」は電話相談も応じます。</p> <p><b>女性の悩みの相談</b>（面接相談のみ）</p> <p>【利用時間】（祝日・年末年始を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎週火曜日：午前10時～午後1時・午後2時～午後4時</li> <li>毎月第1・3火曜日：午後6時～午後8時</li> <li>毎月第1・2・3金曜日：午後5時～午後8時</li> </ul> <p><b>男性の悩みの相談</b>（面接相談・電話相談）</p> <p>【利用時間】（祝日・年末年始を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月第1・3木曜日：午後6時～午後9時</li> <li>毎月第4土曜日：午後2時～午後5時</li> </ul>	<p><b>性暴力救援センター・大阪</b>  <b>SACHICO</b>  <b>072-330-0799</b>          被害直後から総合的支援を提供          女性の支援員と産婦人科医師が24時間対応</p>
<p><b>性犯罪被害相談110番</b>  <b>（大阪府警察本部）</b>  <b>0120-548-110</b>  <b>#8103</b>  <b>ストーカー110番</b>  <b>06-6937-2110</b>  <b>（どちらも毎日24時間対応）</b></p>	<p><b>性暴力被害に遭われた女性のための心理カウンセリング</b>  <b>（こころの健康センター）</b></p> <p>性暴力被害に遭われた18歳以上の女性対象</p> <p><b>予約電話：072-245-9192</b>          月～金曜日：午前9時～午後5時30分          （祝日・年末年始を除く）</p>
<p><b>堺市立総合医療センター</b>  <b>（性暴力被害者医療受診専用ホットライン）</b>  <b>080-8925-8880(24時間)</b></p>	<p><b>SAP子どもサポートセンター</b>  <b>「サチッコ」</b>  <b>06-6632-0699</b>          19歳までのあなたを性暴力から守るための相談電話          月～水曜日：午後2時～午後6時</p>
<p><b>女性の人権ホットライン</b>  <b>（大阪法務局）</b>  <b>0570-070-810</b>          月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分          （祝日・年末年始を除く）</p>	<p><b>大阪弁護士会の相談窓口</b>  <b>女性に対する暴力電話相談</b>  <b>06-6364-6251</b>  <b>（第2木曜日 午前11時30分～午後1時30分）</b></p>

**緊急時は110番へ!!**